平成２２年（フ）第１８２号
栃木県小山市大字小山100番地１　レオパレスシーダー１　103号室、従前の住所茨城県守谷市松前台１丁目23番地５　コンコードパレス202号
債務者　知久　隆司
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１８３号
栃木県栃木市平柳町１丁目11番34号　新栃木ソレジオ102、従前の住所茨城県水戸市大塚町1499番地の11　リヴェールアーバンＡ棟201号
債務者　髙橋　裕太
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７０号
石川県七尾市阿良町71番地
債務者　吉田　繁子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前９時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第６３３号
静岡市清水区西久保280番地の19　３－Ａ
債務者　遠藤　恒夫
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６号
静岡県富士市入山瀬597番地の２、前住所山梨県甲府市酒折１丁目３番15号
債務者　渡邉　　朗
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５８３号
静岡県掛川市高御所1697　アーテリアヒルズイースト406号、住民票上の住所静岡県静岡市葵区田町２丁目137番地の２
債務者　望月　康平
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２９２２号
横浜市南区別所２丁目24番３号　コーポ渋谷202号室
債務者　山口　桃子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６６号
横浜市西区伊勢町１丁目56　ルートムハイツ203、住民票上の住所横浜市西区平沼１丁目21番20―402号
債務者　山内　　綾（旧姓森近）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１４２号
神奈川県大和市柳橋２丁目９番地10　柳橋東和マンションＡ―504
債務者　関　　雅一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１４３号
横浜市神奈川区菅田町864番地１　エバーハイツ202号
債務者　小野寺慶太
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９８号
愛知県岡崎市井田南町６番地３　サンプラザ井田102、住民票上の住所愛知県岡崎市井田南町10番地14
債務者　村田　　淳
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１３４号
横浜市神奈川区三枚町517番地　小川ハイツ１－２号
債務者　酒井　彦三
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１６０号
横浜市南区榎町２丁目40番地２　第３岡田ビル102―Ｃ室
債務者　渡邉　　修
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１６８号
横浜市保土ケ谷区法泉１丁目４番３―904号
債務者　平岩　千華
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部